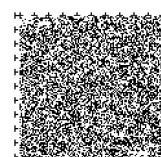


# 各論Ⅱ

---

## 基本施策



基本目標

1

地域の支え合い・担い手づくり

施策の方向性  
(1)

地域に目を向け参加・参画する人の増加

今後の方向性

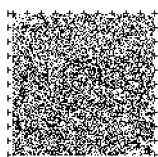
市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉の担い手としてできることに取り組むことができるよう、地域活動・ボランティア活動への関わり方の間口を広げるような地域福祉に関する講座や学習会の実施、活動に関する積極的な情報発信を行います。

市民（地域住民）にできること

- 地域のために自分ができることを考えましょう
- 各種講座や地域の行事に積極的に参加しましょう

地域にできること

- 地域住民に対し、呼びかけ、地域活動への参加を促す
- 住民の地域への関心を高め、地域活動への参加機会を提供
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を共有
- 地域の高齢者や障害のある人との交流機会の確保
- 地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成



### 行政が取り組むこと

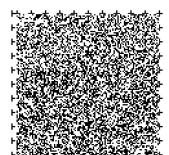
- 市民の地域福祉に対する関心を高めるための講座や学習会等の開催
- 地域活動に関する情報の積極的な発信

#### 指標と目標値

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
介護予防リーダー講座受講者数（人）	5	20
市政出前講座受講者数（人）	220	360

#### 主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	ボランティアの育成	介護予防リーダー等を育成するための講座を開催します。	介護福祉課
2	市民参加の促進	市政出前講座や地域福祉に関する講座の実施により、市民参加の促進を図ります。	公民館 協働推進課
3	ボランティアの担い手支援及び担い手確保に向けた情報発信	社会福祉協議会等関係機関と連携し、地域活動、ボランティア活動に興味のある地域住民が地域福祉の担い手となるボランティア等の活動に参加できるよう支援するとともに、担い手確保に向けた情報発信を行います。	福祉保健部 協働推進課



施策の方向性  
(2)

NPO・ボランティア活動等の支援

今後の方向性

地域活動やNPO・ボランティア活動へ意欲のある市民が取り組むことができるよう、活動情報の効果的な周知や、団体相互の連携による活動のPR等を行うことにより、NPO・ボランティア活動の活性化を図ります。

また、小地域福祉活動や民生委員・児童委員、当事者団体、NPO・ボランティア活動等の充実につながるよう、活動支援を行います。

市民（地域住民）にできること

- ボランティア等の市民活動に関心を持ちましょう
- ボランティア活動等の地域活動に積極的に参加しましょう

地域にできること

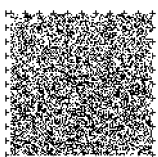
- ボランティア体験会等を積極的に開催
- 若年層や働き盛り世代などへ地域活動、ボランティア講座への参加を促進
- ボランティア団体やNPO、市民活動団体などの各種団体間での情報交換など、連携を強化
- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を実施

行政が取り組むこと

- ボランティア、NPO等の活動の支援
- 地域活動団体及び市民活動団体の交流・連携の促進

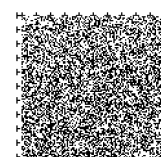
指標と目標値

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
民生委員・児童委員の定数に対する充足率（%）	84.6	100
輝き市民サポートセンター利用者数（人）	4,553	5,000



## ■主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	社会福祉法人、NPO等への支援	地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。	社会福祉課 協働推進課
2	民生委員・児童委員への活動支援及び民生委員・児童委員活動の情報発信	民生委員・児童委員活動の活性化につながるよう、研修受講、会議運営、イベント実施等への支援を行います。また、広報紙やホームページ、SNS等の活用により、民生委員・児童委員活動の情報発信を行います。	社会福祉課
3	障害者団体活動への支援	障害者団体の活動促進のため、レクリエーション、行事等の活動を支援します。	障害福祉課
4	小地域福祉活動等への支援	福生市社会福祉協議会、福生市シルバー人材センター、ふっさボランティア・市民活動センター、市内地域福祉関係団体等への財政援助を行います。	介護福祉課
5	市民活動の機会づくりの支援	ボランティア、NPO等、市民活動団体の相互交流と活動の促進を図るため、活動の機会づくりを支援します。	協働推進課



## 施策の方向性 (3)

### 地域の活動基盤の充実

#### 今後の方向性

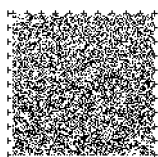
地域の活動基盤となる町会・自治会をはじめとした市民の自主的なコミュニティ活動等への支援、多様な主体の連携による見守り活動の推進、地域における交流の機会や拠点となる居場所づくりを通じて、一人ひとりが孤立しないような環境づくりに取り組みます。

#### 市民（地域住民）にできること

- 近所の人への積極的なあいさつやちょっとした声かけを心がけましょう
- 身近な地域の人と、自分から関わりを持ちましょう
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが、それぞれの地域でどのような活動をしているのかを理解しましょう

#### 地域にできること

- あいさつ運動、サロン活動をはじめとした交流活動など、地域住民同士や、地域間のつながりを深める活動を積極的に行う
- 地域住民が参加しやすいイベントや行事を開催する
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの各種団体との情報交換・意見交換の場を設ける
- 福祉関係事業者と連携し、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人に対する見守りを強化する
- 日頃の地域での活動から、地域で福祉サービスが必要と思われる人を早期に発見し、行政につなげる



### 行政が取り組むこと

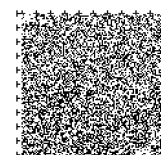
- 健康づくり活動等、多くの市民が関心を持てるテーマを通じた地域の交流促進
- 住民主体の居場所づくりへの支援
- 関係機関と連携した日常的な見守り体制の充実

#### 指標と目標値

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
出張介護予防講座の参加者数（人）	1,858	2,100
高齢者見守りステーションの訪問人数（人）	4,970	5,200

#### 主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	高齢者の地域交流の促進	出張介護予防講座の開催により、高齢者が地域で交流できる機会を支援し、一人ひとりが孤立しないよう環境づくりを進めます。	介護福祉課
2	健康づくり活動の推進	福生市健康増進計画「健康ふっさ 21」に基づき各種健康づくりを推進するとともに、市民等からなる「健康づくり推進員」と連携し、健康まつりなどのイベントを通じた健康づくりに関する啓発活動を行います。	健康課
3	市民の自主的なコミュニティづくりへの支援	地域福祉の増進及び地域の活性化を図るため、市民の自主的なコミュニティづくりを支援します。	協働推進課
4	町会・自治会等への支援と協働活動の推進	地域福祉の担い手となる町会・自治会等、地域の団体の組織・活動の発展のために必要な支援を行い、また、必要に応じて協働活動を展開します。	協働推進課
5	民生委員・児童委員の活動体制の充実	民生委員・児童委員協議会と関係機関との連携を支援することにより、民生委員・児童委員の活動の推進を図ります。	社会福祉課
6	高齢者の見守り体制の充実	支援の届かない要支援者を掘り起こすため、高齢者見守りステーションの相談員が各戸を訪問し、関連機関等に連携することで高齢者の見守り体制の充実を図ります。	介護福祉課



## 施策の方向性 (4)

### 人権尊重と心のバリアフリーの推進

#### 今後の方向性

市民一人ひとりが、地域に暮らす高齢者、障害のある人、外国人、性的少数者等の多様な人々に対する理解を深め、人権意識を持ち、互いの個性を尊重し合える地域となるよう、学校や地域における福祉教育に取り組みます。

また、地域の誰もが安心して日常生活や社会生活ができるようにするため、困りごとを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」の普及・啓発を行います。

#### 心のバリアフリーの推進における福生市の考え方

福生市では、「福生市バリアフリー推進計画」に基づき、「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」を目指し、児童・生徒の人権意識を高める人権教育を推進するとともに、地域福祉講座の開催などを通じて、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及を進めてきました。

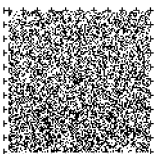
今後も、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図り、福祉教育の活動を広げていくなど、心のバリアフリーに関する意識啓発の推進に取り組む必要があります。

また、誰もが安心して地域で暮らせるように、そして支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるように、ユニバーサルデザインの理念を理解した上で、市民にはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのかなどの情報を共有し、施策を推進していく必要があります。

こうしたこれまでの取組や姿勢を踏まえ、本計画においては、心のバリアフリーの推進に係る取組を、「人権尊重と心のバリアフリーの推進」の方向性の中の施策として位置づけて推進します。

#### 市民（地域住民）にできること

- 人権尊重や多文化共生の理念への理解を深めましょう
- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方への理解を深めましょう
- 困っている人を見かけたら、積極的に困りごとの解決のお手伝いをしましょう
- マナー意識を持ち、公共の場が快適に利用できるように心がけましょう



### 地域にできること

- 高齢者や障害のある人等、地域の様々な人同士の交流機会の確保
- 多様な文化を取り入れたイベントの実施や参加
- 地域の誰もが個性や能力を発揮できる社会参加の機会を設ける

### 行政が取り組むこと

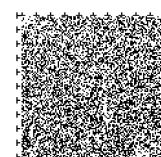
- 性別や年齢、属性、国籍、障害の有無等を問わず互いを尊重する人権意識の醸成
- 学校や地域における福祉教育の推進
- 社会から孤立することなく、誰もが様々な活動を楽しめる環境整備

#### 指標と目標値

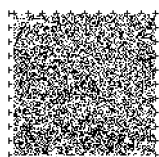
指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
認知症サポーター養成講座参加者数（人）	246	350
多文化共生の推進に関する講座等の参加者数（人）	59	70

#### 主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	多文化共生への理解の促進	多文化共生に関する講演会の実施等により、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことへの理解の促進を図ります。	協働推進課
2	障害者差別解消法・合理的配慮の周知・啓発	広報や掲示等により、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）や合理的配慮の周知、啓発を行うことで、障害を理由とする差別の解消の推進を図ります。	障害福祉課
3	身体障害者補助犬同伴の周知・啓発	身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないことについて、広報活動等による周知、啓発を行うことで、身体障害者補助犬の同伴への理解及び身体障害者補助犬同伴者の社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
4	認知症への理解の促進	認知症ガイドブックの作成、配布及び周知を行うとともに、認知症サポーター養成講座の実施により、認知症への理解の促進を図ります。	介護福祉課



No	施策	内容	所管課等
5	人権教育の推進	東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。	教育指導課
6	特別支援教育の推進体制の整備	福生市特別支援教育計画第二期・第二次実施計画に基づき、組織的、計画的に特別支援教育の推進体制を整えていきます。	教育支援課
7	市民への普及・啓発	市民へのバリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ることにより、高齢者や障害のある人等への思いやり意識を高め、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進します。	全課
8	学校教育における福祉教育	東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」に基づき、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における体験学習、障害のある人との交流学習、高齢者などから学ぶ地域文化の伝承学習等を通して福祉への理解に努めます。	教育指導課
9	社会教育における福祉教育	バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の開催や情報提供等に努めます。	公民館 図書館
10	高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実	市が実施しているイベントやスポーツ教室、レクリエーション事業、教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、誰もが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。	全課
11	虐待防止のネットワークづくり	関係機関と連携し、児童や高齢者、障害のある人への虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関との連携による虐待防止のネットワークづくりを進めます。	障害福祉課 介護福祉課 こども家庭センター課
12	障害のある人の社会参加の促進	市施設の使用料減免及びスポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努め、障害のある人の社会参加促進を図ります。また、障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。	施設所管課 事業担当課
13	ボランティア活動の推進	高齢者や障害のある人へのボランティア活動を推進し、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインへ通じる市民の心を育てていきます。	生涯学習推進課 公民館



## 基本目標

## 2

安心して住み続けられる  
地域づくり施策の方向性  
(1)

## 権利を守るための支援

## 【福生市成年後見制度利用促進基本計画】

## 今後の方向性

成年後見制度の利用を必要とする人は、判断能力が不十分な状態にあり、自ら「成年後見制度を利用したい」と発言することは基本的に困難です。そのような状況に置かれている人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況にあり、当然に保障されるべき地域社会での生活の継続が困難になる事態も生じています。

今後も判断能力が十分ではない人の増加が予測される中、地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援を推進します。

また、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）を中核機関とし、関係機関との連携のもと権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。

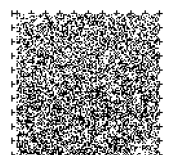
さらに、権利擁護支援のニーズの顕在化や、支援を必要とする人の増加により、後見人等の担い手確保の重要性が増していることを踏まえ、多様な主体が後見人等の担い手となるよう、後見人等の育成に取り組みます。

## 市民（地域住民）にできること

- 成年後見制度について理解を深め、判断能力が不十分になった場合に備えましょう
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人がいたら、相談先へつなげましょう

## 地域にできること

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の福祉制度の利用促進
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見、相談先へつなぐ



### 行政が取り組むこと

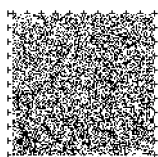
- 成年後見制度に関する広報及び啓発
- 成年後見人等の担い手育成
- 成年後見制度の利用に向けた支援
- 後見人支援機能の構築

#### 指標と目標値

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
成年後見センター福生の相談延べ件数（件）	2,345	3,500
市民後見人登録者数（人）	—	10

#### 主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	成年後見制度の利用促進	相談体制等の整備や成年後見制度の周知により、成年後見制度の利用促進に努めます。	福祉保健部 こども家庭センター課
2	市民後見人の育成及び活躍支援	後見人等の担い手である市民後見人等の育成及び活躍支援を行います。	社会福祉課
3	中核機関の「広報機能」の強化	市民への勉強会や関係機関への研修会等の実施をするほか、本人向け、家族や地域住民向け、金融機関や市の関係各課（社会福祉課・障害福祉課・介護福祉課等）の窓口向けなど、対象者別のパンフレットやチラシ、広報を作成及び配布し、任意後見を含む成年後見制度の普及・啓発及び中核機関（「成年後見センター福生」）の周知を行います。	社会福祉課
4	法人後見の実施	委託により福生市社会福祉協議会が法人として後見人等の担い手となる法人後見を実施します。	社会福祉課
5	中核機関の「相談機能」の充実	成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、専門職等で構成される「検討・支援会議」にて、権利擁護及び成年後見制度利用のニーズの精査と、必要な見守り体制に係る調整を行います。	社会福祉課
6	市長申立ての実施	成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難な場合や、身近に申し立てる親族がない等の理由により制度を利用できない人に対して、市の各担当課が申立ての支援を行います。中核機関は、当該申立てに対し市の各担当課と連携し、情報整理、受任者調整等の支援を実施します。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課



No	施策	内容	所管課等
7	地域連携ネットワークづくりの推進	地域連携ネットワークが担う機能として、権利擁護支援を行う3つの場面（制度の利用前、申立ての準備から選任まで、選任後）に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能の充実を目指します。	社会福祉課
8	法人後見への支援	法人後見業務を担う候補となる法人に向けた、法人後見に関する情報の周知を行います。また、必要に応じて法人後見を実施する法人に対し、法人後見の受任に向けた支援を行います。	社会福祉課
9	制度利用に向けた支援	申立費用及び報酬費用の助成の実施により、経済的な理由で成年後見制度を利用できない人に対し、制度利用に向けた支援を行います。	社会福祉課

### 地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援を必要としている人を含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つの仕組みがあります。

#### 権利擁護支援チーム



権利擁護支援が必要な人の状況に応じ、身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思を尊重しながら、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み。

#### 協議会

（成年後見センター福生運営委員会）



専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、自発的な協力を進める仕組み。権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。

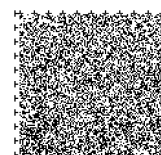
#### 中核機関

（成年後見センター福生）



地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的な助言や、権利擁護支援の内容の検討、支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う（協議会の運営等）。

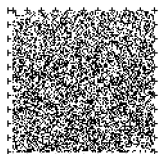
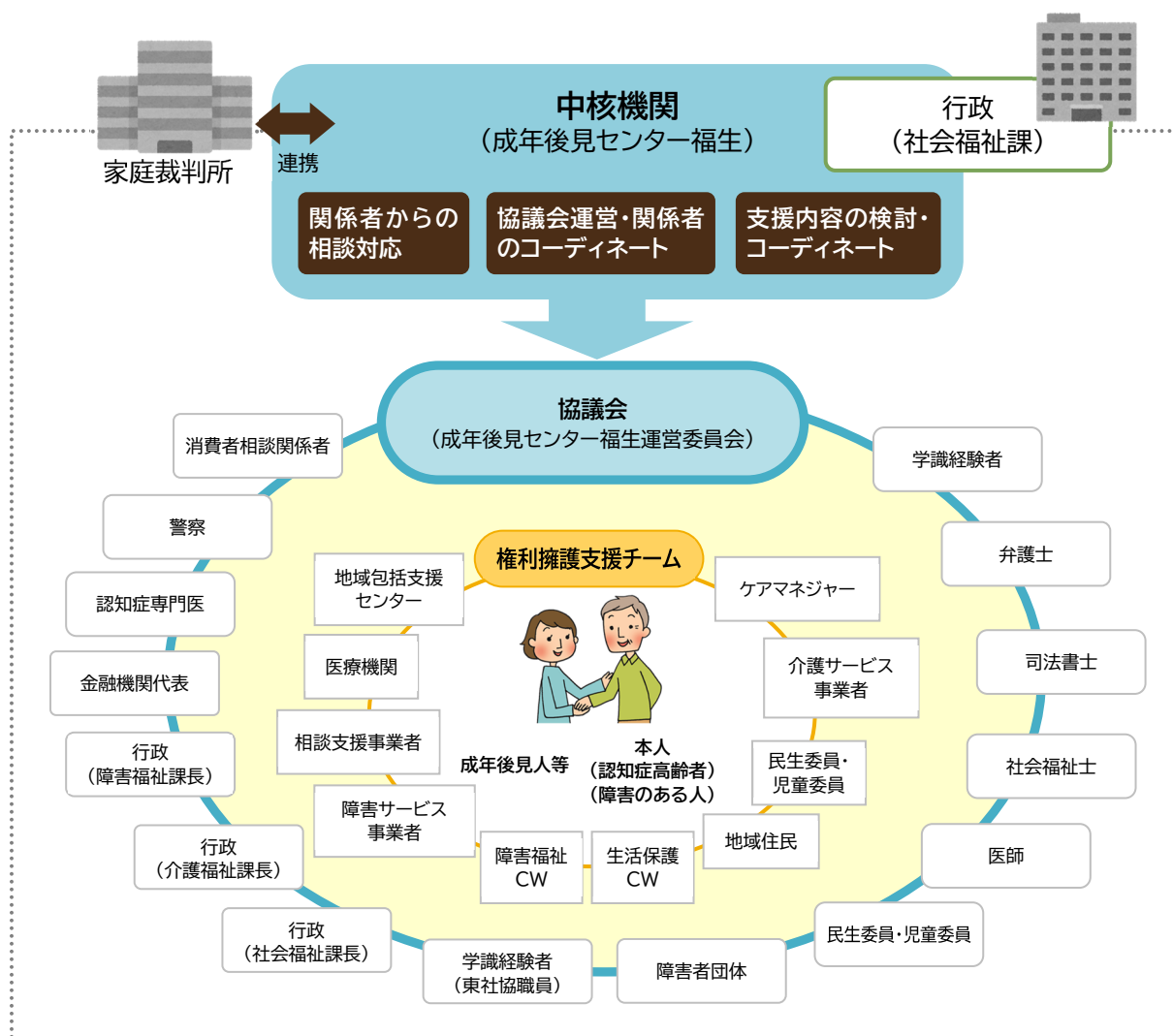


## 中核機関（成年後見センター福生）とは

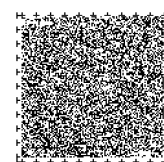
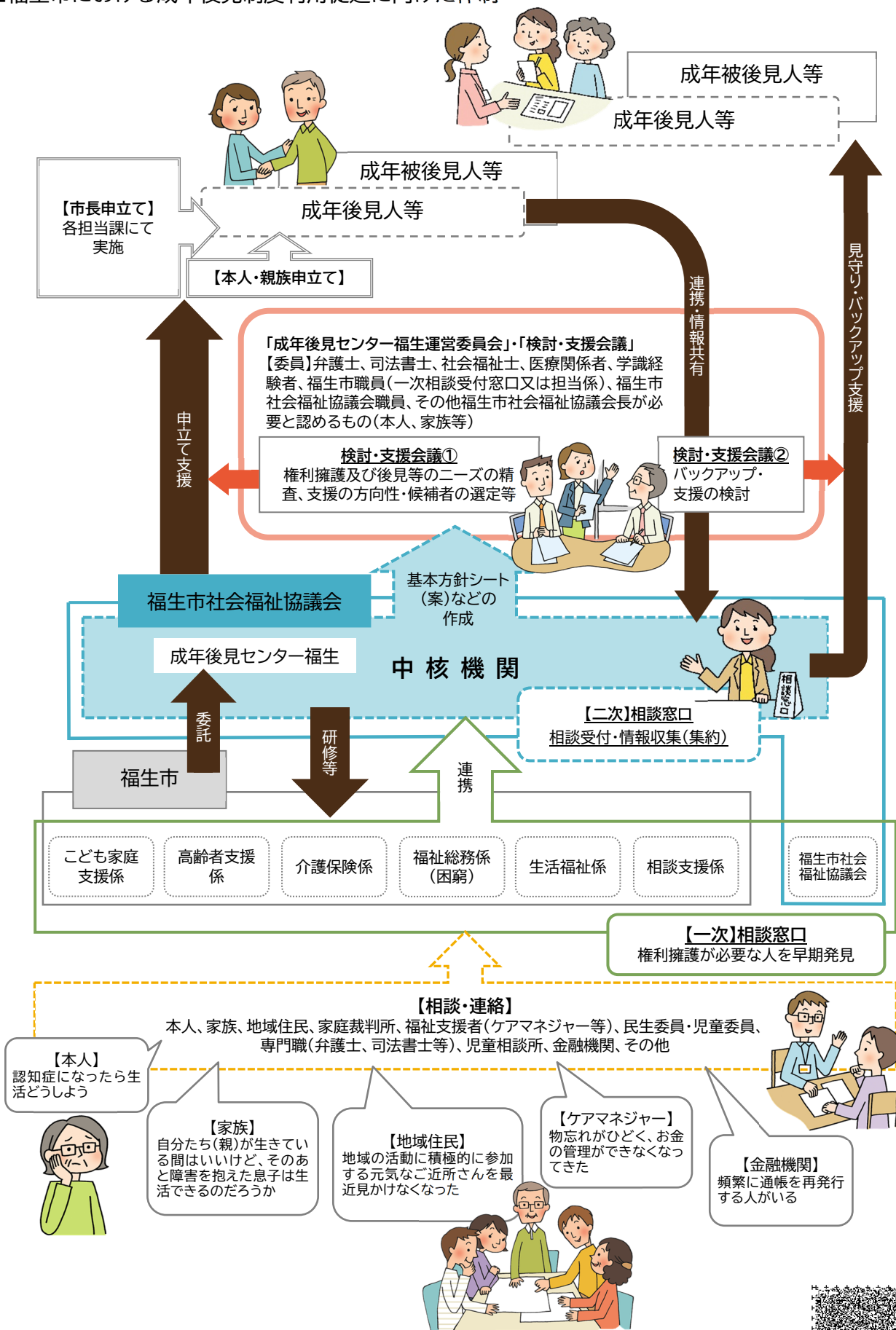
認知症・知的障害・精神障害等で、常に自分では十分な判断をすることが難しい人（本人又は相談者が市内在住）が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の普及と利用を促進するために、以下の取組を行っています。

- 成年後見制度に関する相談及び支援
- 地域ネットワークの活用
- 成年後見制度の普及・啓発活動（広報活動、学習会など）
- 本人や親族等の納得と合意による適切な後見人候補者のマッチング支援・後見人選任後の支援

### ■福生市における「地域連携ネットワーク」の中核機関の役割



■福生市における成年後見制度利用促進に向けた体制



コラム

## 成年後見制度とは

### ■法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人・配偶者・四親等内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

	補助	保佐	後見
本人の判断能力	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
援助者	補助人	保佐人	成年後見人

任意後見制度とは、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が不十分になったとき、本人・配偶者・四親等内の親族又は任意後見受任者が申立てを行うことができます。

### ■成年後見人等になれる人

成年後見人等には、家族などの親族後見人のほか、第三者である弁護士や司法書士等が就任する専門職後見人や、社会福祉協議会、NPO法人などの法人が就任する法人後見、各自治体が実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識を身につけた市民の中から、家庭裁判所より成年後見人等に選任される市民後見人があります。

### ■成年後見人等がしてくれること

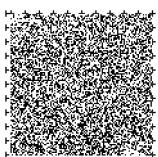
- 福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い
- 保険料や税金の支払やお金の出し入れのお手伝い
- よく分からずにした契約の取消し
- 定期的な訪問や状況の確認
- 入院や施設への入所の手続のお手伝い
- 書類の確認や施設などへの改善の申入れ



## 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)とは

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は、判断能力が十分ではない、又は生活に不安のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスに関する相談、預貯金の払い戻し等の支援や見守りを行う事業で、福生市では福生市社会福祉協議会が行っています。支援内容は、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等があります。

本事業は、本人の意思に基づく日常的な生活援助の範囲内での支援を行うものであるため、成年後見制度（法定後見）と比較すると支援の範囲が限定的ですが、成年後見制度（法定後見）とは異なり、本人の意思によりサービスの利用を終了することができます。



## 施策の方向性 (2)

### 犯罪や非行から立ち直るための支援 【福生市再犯防止推進計画】

#### 今後の方向性

犯罪をした人などが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送ることができるよう、生活の安定のための就労の確保や、地域社会における適切な住居の確保、必要な保健医療・福祉サービスの利用支援に取り組みます。

また、児童生徒の非行防止や、非行のある児童生徒等に向けて指導や早期の対応を行うために、保護司等が学校関係者との連携・協力体制の構築ができるよう支援します。

さらに、保護司等、民間協力者の活動支援を行い、犯罪をした人などを包括的・継続的に支える仕組みを構築するとともに、再犯防止に関する地域住民の理解促進に向けて、広報・啓発活動を推進します。

#### 市民（地域住民）にできること

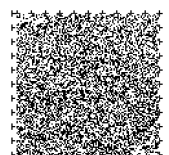
- 「社会を明るくする運動」への理解を深めましょう
- 更生保護ボランティア活動への理解を深めましょう

#### 地域にできること

- 「社会を明るくする運動」などを通じて、地域における再犯防止の理解を進める
- 犯罪や再犯、非行の防止に向けて地域全体で見守り、支える体制をつくる

#### 行政が取り組むこと

- 就労、住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等
- 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 国・民間団体等との連携強化等

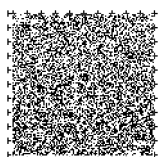


■指標と目標値

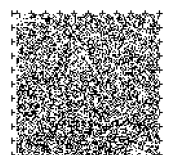
	指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
社会を明るくする運動作文コンテストを実施する市内小・中学校数（校）		—	10
住居確保給付金の支給決定件数（件）		4	10

■主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	生活困窮者自立支援制度における相談支援事業の実施	専門の相談員を配置した相談窓口において、生活困窮者が社会的、経済的に自立できるよう、相談者の状況に応じた自立支援プランを作成し、支援を行います。また、本人の状況に応じて、東京都の制度である「東京都若者総合相談センター 若ナビα」や「TOKYO チャレンジネット」等の支援窓口と連携を図ります。	社会福祉課
2	就労に向けた支援	高齢者の就労の場の確保を図るために、福生市シルバー人材センターの活動を支援します。市民を対象にハローワーク（公共職業安定所）と連携し、毎月1回出張相談を実施します。ハローワーク及び東京しごとセンター多摩と共催で就職面接会等の就業支援を行います。	介護福祉課 シティセールス推進課
3	住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある人に対し、就労支援と住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	社会福祉課
4	住居の入居に向けた支援	高齢者住宅、高齢等対応住宅を含む市営住宅を設置し、住宅に困窮している人で、所得等の要件が法令で定められた基準内の人に市営住宅を提供します。	介護福祉課 まちづくり計画課
5	関係機関と連携したサービスの利用に向けた支援	高齢者や障害のある人、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人などが必要とする保健医療・福祉サービスなどの利用につながるよう、関係機関と連携した支援を行います。	福祉保健部
6	生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援の実施	経済的な事情により学習塾に通うことが困難な小学4年生から中学3年生を対象に、一人ひとりの学力に合わせた学習支援や安心して通える居場所の提供を行います。	社会福祉課
7	民生委員・児童委員による見守り	学校や地域からの情報提供に基づき、今後支援が必要となる可能性があると思われる児童等に対して、継続的な見守りを実施します。	社会福祉課
8	児童の健全育成対策の充実	家庭、地域住民、青少年問題協議会、青少年育成地区委員長会、町会・自治会、学校、行政等関係機関の連携強化により、児童の健全育成対策の充実に努めます。	子ども政策課



No	施策	内容	所管課等
9	民間協力者の活動支援	民間協力者に対する活動のための情報の収集及び提供を行います。また、保護司に対する謝礼の支払いを行います。	社会福祉課
10	民間協力者への活動の場の提供	会議室等の貸出しにより、民間協力者の活動に係る会議及び研修の実施や、保護司が保護観察対象者と面接を行うための支援を行います。	社会福祉課
11	「社会を明るくする運動」の推進	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会の開催や、駅頭啓発活動の実施により、「社会を明るくする運動」への関心を高めるとともに、本運動が目指す「立ち直りに寄り添い、犯罪や非行のない社会」への理解を深めるための事業を推進します。	社会福祉課
12	広報・啓発活動の推進	再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」強調月間を中心に、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、犯罪をした人等の再犯の防止に対する関心と理解を深めるための事業を推進します。	社会福祉課
13	地域団体等との連携強化	福生市町会長協議会や福生市民生委員・児童委員協議会をはじめとした地域の関係団体と情報共有を行い、地域における課題等を把握することで、犯罪をした人等の再犯の防止等についての関心と理解を深めます。	社会福祉課
14	各主体間の情報共有・連携強化	関連協議会への出席等により、国・東京都・区市町村・民間協力者等の各主体間の情報共有及び連携強化を図ります。	社会福祉課



コラム

知っていますか？更生保護を支える人

保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、法務大臣から委嘱され、保護観察対象者となった人へ保護観察を行います。
更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行少年の改善更生に協力する女性ボランティア。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
BBS会	問題を抱える少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボランティア団体。
更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。

社会を明るくする運動とは

昭和24年7月1日に「犯罪者予防更生法」が施行され、これに共鳴した東京・銀座の商店街有志が「銀座フェア」を自主開催し、更生保護の理念を広めました。翌年には全国で「矯正保護キャンペーン」が実施され、映画会や街頭宣伝などの啓発活動が実施されました。

これらの活動が、戦後の荒廃した中であって生活に余裕のない人々の、戦災孤児や非行少年への思いやりの心呼び起こしたと評価されています。法務府（現・法務省）は、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには市民の理解と協力が不可欠と再認識し、昭和26年にこれらの啓発活動を「社会を明るくする運動」と名付け、国民運動として世に広げることにしました。

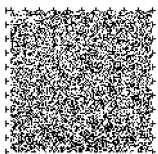
黄色い羽根は運動のシンボルマークとして、第65回運動から「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」と名付けられ、その普及に向けて取り組まれています。



国際更生保護ボランティアの日

日本以外の国や地域でも、更生保護の分野で、保護司のようなボランティアが活動していたり、「社会を明るくする運動」のような啓発活動・犯罪予防活動が行われています。

「国際更生保護ボランティアの日」は、地域ボランティアが罪を犯した人の立ち直りを支える活動を行うことの意義や取組、その貢献に対する国際的認知度の向上を図ることを目的としたものです。令和6年4月に開催された第2回世界保護司会議において、参加者等の賛同を得て、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されました。



## 施策の方向性 (3)

### 安全安心な地域づくりの推進

#### 今後の方向性

近年、全国各地で自然災害が多発し、防災に関する関心が高まっています。地域での防災活動を支援するなど、災害発生時に平時から備えるとともに、要介護高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な人が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築します。

また、防犯に向けた情報発信や啓発、相談を行うなど、防犯体制の強化に努めるとともに、道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅におけるバリアフリー化を推進し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

#### 施設等のバリアフリーの推進における福生市の考え方

福生市では、「福生市バリアフリー推進計画」に基づき、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を踏まえた道路整備や、公園における「バリアフリー対応トイレ」や障害者用駐車スペースの確保など、道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進してきました。

こうしたこれまでの取組を踏まえ、本計画においては、施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに係る取組を「安全安心な地域づくりの推進」の方向性の中の施策として位置づけるとともに、次の考え方により、施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

##### ①施設の新設

道路、公園、建築物等個々の公共施設については、全ての市民が支障なく利用できるよう、設計の段階からユニバーサルデザインの徹底を図ります。

##### ②既存施設の整備

###### (1) 市民の利用に支障のある既存施設

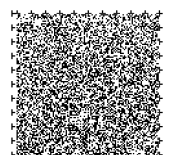
市民の利用に支障を来す既存施設については、その解消を図るため、施設の改良に努めます。

###### (2) 施設の改築時等におけるバリアフリー

施設の改築、改良、改修の際には、バリアフリー化に努めます。

###### (3) 簡易な工事等

施設の段差解消、手すりの設置、トイレの改良等の簡易な工事については、速やかにその対応を図ります。



### ③連続性のあるバリアフリールート確保

市民の多くが利用する公共施設や公園等については、その周辺の道路、公共交通施設等を結ぶルートのバリアフリー整備とその連続性の確保に努めます。

このため、建築物や公園等の整備の際には、周辺道路等の整備など地域一体の整備に配慮します。

### ④施設の整備基準

市の施設の新設、改築、改良、改修の際には、「バリアフリー法」及び「東京都福祉のまちづくり条例」、その他関連法令に基づく整備基準を準用かつ遵守するとともに、整備対象となる施設の種類や用途、当該施設の状況に配慮した設計に努めます。

## 市民（地域住民）にできること

- 日頃からの災害時の避難所やハザードマップを確認し、防災意識を高めましょう
- 地域の防犯・防災活動へ積極的に参加し、安全安心な地域づくりへの意識を高めましょう
- 身近な地域に住む、災害時に支援が必要な人の情報を共有し、助け合いましょう

## 地域にできること

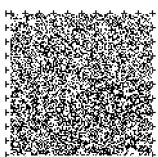
- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を実施
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備
- 地域の自主防災組織などとの連携強化

## 行政が取り組むこと

- 防犯情報の発信、啓発や相談体制の整備
- 配慮を要する人への防犯・防災体制の整備
- 道路・交通機関、公共施設、都市公園等におけるバリアフリーの推進

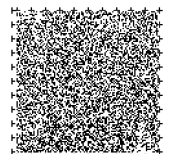
### 指標と目標値

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市総合防災訓練参加者数（人）	1,566	1,800
公共施設のバリアフリー化率（%）	56.3	現状値以上

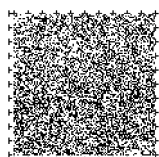


## ■主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進や、学校等における安全の確保等の施策を総合的に展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	防災危機管理課 教育指導課
2	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を進めます。また、児童の登下校中の安全を確保するため、地域のボランティアの協力とシルバー人材センターへの委託による見守りを実施するとともに、これらの取組を補うため、防犯カメラを設置して、見守り体制を整備します。	防災危機管理課 教育総務課
3	消費者被害防止のための対応	消費者被害の防止のため、「見守り」の啓発や福生市消費者相談室の周知を行います。また、高齢者世帯を対象とした自動通話録音機の貸出しにより、特殊詐欺の被害防止を図ります。	シティセールス推進課 防災危機管理課
4	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図るとともに、学校等での交通安全教育を推進します。	道路下水道課
5	避難行動要支援者に対する支援のための連携体制の整備	災害の発生に備え、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織をはじめとした多様な主体が日頃から連携することで、避難行動要支援者に対する災害発生時の対応の体制整備を図ります。	防災危機管理課 福祉保健部
6	自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、自主防災組織が行う災害予防対策、避難誘導、初期消火活動が確実に実施されるよう支援します。	防災危機管理課
7	救急代理通報システムの整備	ひとり暮らし等の高齢者、在宅重度身体障害者及び難病患者等に専用通信機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥った際に民間の警備会社への連絡や本人に代わっての救急・消防への通報を行うことで、在宅福祉の向上を図ります。	障害福祉課 介護福祉課
8	快適に利用できる施設整備の推進	市役所庁舎、学校教育施設、スポーツ施設、文化・社会教育施設、保健・福祉施設等の公共施設や、都市公園等を誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化の推進を図ります。	公共施設マネジメント課 施設所管課
9	交通機関におけるバリアフリー化の推進	全ての市民にとって利用しやすい鉄道駅となるように、市内全駅のバリアフリー整備を図ります。	公共施設マネジメント課 道路下水道課 まちづくり計画課



No	施策	内容	所管課等
10	歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり	安心・安全に歩行や移動ができるよう、歩道の平坦性と連続性の確保に努め、特に交差点や車の乗り入れ部分の傾斜、段差などの解消に配慮した歩行空間の整備を、公共交通機関とも連携しながら進めます。	道路下水道課
11	東京都福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導	建築物などの新設・改修等をする場合に、東京都が定めた「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく指導・助言を行います。	社会福祉課
12	快適に暮らせる住環境への支援	高齢者や障害のある人の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる住環境を整備します。	介護福祉課
13	福祉バスの運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	介護福祉課



## 基本目標

## 3

適切な支援につなげる  
体制づくり施策の方向性  
(1)

## 総合的な相談支援体制の充実

## 今後の方向性

市民が気軽に相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、個人や世帯、家族等が抱える問題が複雑化する前に適切な相談先につなげる仕組みやアウトリーチを推進します。

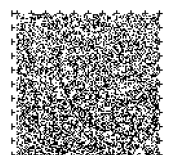
また、生活困窮など、ケースに応じて継続的に伴走する支援の実施や、解決が難しい複雑な生活課題に対応するための関係機関との連携強化に取り組めます。

## 市民（地域住民）にできること

- 地域で支援を必要としている人を、民生委員・児童委員など適切な相談者などへつなげましょう
- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう
- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう

## 地域にできること

- 身近な相談窓口などの情報を教え合う
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知
- 地域住民への福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用の呼びかけ
- 様々な相談事業の実施と各種相談との連携を図り、生活上の様々な困難を抱えた人に適切な助言を実施



行政が取り組むこと

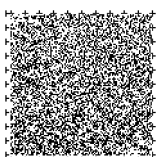
- 複雑で複合的な生活課題に的確に対応する連携協力体制の強化
- 相談先の分からない困りごとに対応する総合的な相談支援体制の整備
- アウトリーチ等を通じた継続的な支援の実施
- 生活困窮者等に対する支援の充実

指標と目標値

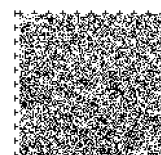
指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
生活困窮者相談・支援延べ件数（件）	5,157	5,700
重層的支援体制整備事業における事業の対応延べ件数（件）	14,907	16,500

■ 主な施策 ※福生市重層的支援体制整備事業実施計画に基づく施策は、施策の名称に **重層** と記載。

No	施策	内容	所管課等
1	<b>重層</b> 包括的相談支援体制の強化	どの窓口にもどんな相談が来ても、適切な支援関係機関につなぎ、必要な支援を行うことができるよう、福祉保健部及び子ども家庭部職員の意識啓発として「断らない相談窓口」の取組を行います。	福祉保健部 子ども家庭部
2	<b>重層</b> 福祉総合相談窓口の実施	包括的相談支援体制の強化の一環として、社会福祉課の生活困窮者相談窓口を「福祉総合相談窓口」と位置づけ、受け付けた相談内容に応じて、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。	社会福祉課
3	<b>重層</b> 地域福祉コーディネーターの配置	各支援関係機関等の窓口で受けた相談の中で、複数の支援関係機関につなぐ必要がある場合や、どこかの支援機関につないだらよいか分からない場合など、支援関係機関等の職員のための相談先としての役割を担う地域福祉コーディネーターを、社会福祉課及び福生市社会福祉協議会に配置します。	社会福祉課
4	<b>重層</b> 重層的支援会議の開催	地域福祉コーディネーターを中心とした多機関協働事業により作成した支援プランの適切性の協議や、支援プラン終結時などの評価、社会資源の開発と充足状況の把握に向けた検討を行う「重層的支援会議」を開催します。	社会福祉課
5	<b>重層</b> アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施	相談者に係る個人情報支援機関等に共有することに関する本人同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や見守り等の支援のネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を検討します。必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた福祉支援会議にて情報や課題の共有を行います。	社会福祉課



No	施策	内容	所管課等
6	<b>重層</b> アウトリーチ等を通じた伴走支援の実施	長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、解決が困難な問題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に向けて地域福祉コーディネーターが中心となり伴走支援を行います。	社会福祉課
7	<b>重層</b> 参加支援の実施	相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やすことで多様な社会参加の実現を目指します。また、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチングを行います。	社会福祉課
8	生活困窮者自立支援制度における各種事業の推進	自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等の実施により、暮らしや仕事の困りごとを抱える人への支援の充実を図ります。	社会福祉課
9	各種市民相談の実施	専門家による「人権身の上相談」「法律相談」「少年相談」をはじめとする各種市民相談を実施します。	秘書広報課
10	女性等悩みごと相談の実施	女性及び性的少数者が抱える様々な悩みごとについて、専門カウンセラーによる相談を実施します。	社会福祉課
11	障害のある人の相談体制の充実	基幹相談支援センターを中核とした、地域における障害のある人の相談体制の充実を図ります。	障害福祉課
12	児童発達支援センターにおける相談体制の充実	児童発達支援センターにおける相談支援事業の実施により、障害児や保護者への切れ目のない相談体制の充実を図ります。	障害福祉課
13	高齢者の総合相談体制の充実	地域包括支援センターの設置や、高齢者見守りステーションの相談員が各戸を訪問し、支援の届かない要支援者を掘り起こし、関連機関に連携することで相談体制の充実を図ります。	介護福祉課
14	健康相談の充実	保健師、栄養士等による「総合健康相談」の充実を図ります。	健康課
15	こども家庭センターにおける相談体制の充実	児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援のため、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談体制の充実を図ります。	こども家庭センター課
16	学校における相談体制の充実	日常の学校生活上の問題だけではなく、いじめや不登校問題等多様な相談に対応するため、市内小中学校に配置したスクールカウンセラーや、各担当の小中学校を定期的に巡回しているスクールソーシャルワーカーの活用により、各学校の相談体制の充実を図ります。	教育支援課



## 施策の方向性 (2)

### 情報提供体制の充実

#### 今後の方向性

地域の交流活動やイベント、講座等、市民の地域福祉への関心を高めるための情報発信を行うとともに、福祉サービス等の対象となる人へ効果的な情報発信を行います。

また、市民の誰もが情報のバリアを感じることなく、的確に情報を入手できるような情報提供体制を整備します。

#### 情報のバリアフリーの推進における福生市の考え方

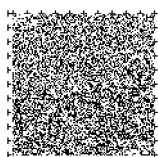
広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めるなど、市が発信する情報を市民の誰もが適切に受け取れるよう、情報提供手段に配慮した取組を進めてきました。

今後も、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。また、視覚障害のある人や聴覚障害のある人など情報を収集することが困難な人もいます。障害の有無にかかわらず誰もが円滑に情報を確認できるよう、様々な媒体において情報発信を工夫する必要があります。

こうしたこれまでの取組や姿勢を踏まえ、本計画においては、情報のバリアフリーの推進に係る取組を、「情報提供体制の充実」の方向性の中の施策として位置づけて推進します。

#### 市民（地域住民）にできること

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう
- 地域の身近な人と、情報を共有しましょう
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などそれぞれの地域における活動内容を理解しましょう
- 自ら積極的な情報収集をしましょう



### 地域にできること

- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設ける
- 他の町会・自治会の取組に関心を持ち、取り入れる
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる
- 地域の様々な施設を活用して、気軽に集える地域活動の場を確保
- 活動内容の積極的な情報発信

### 行政が取り組むこと

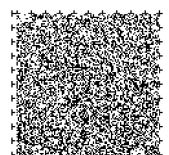
- 地域福祉に関する情報発信の充実
- 福祉サービスの適切な利用に向けた情報発信の充実
- 障害のある人や外国人等に配慮した情報発信の充実
- コミュニケーション支援の充実

#### 指標と目標値

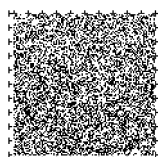
指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
福生市 LINE 公式アカウント友だち数（人）	3,622	15,000
福生市バスロケーションシステムのアクセス数（件）	26,591	35,000

#### 主な施策

No	施策	内容	所管課等
1	分かりやすい情報提供への配慮	市からの情報を提供する際には、字の大きさや字体について配慮します。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。さらに、点字版やデージー版、音声コード付きのパンフレットの作成などにより、分かりやすい情報提供への配慮に努めます。	全課
2	行事、イベント等の情報発信の充実	広報紙やホームページ、SNS等を積極的に活用し、地域の行事やイベント等の情報発信の充実に努めます。	秘書広報課
3	福祉保健サービスや施設の提供の充実	読みやすい広報紙づくりや、ホームページ、SNS等の積極的な活用により、福祉保健サービスや施設等の利用案内に関わる情報提供を充実させます。	福祉保健部 子ども家庭部



No	施策	内容	所管課等
4	福祉サービスガイドブックの作成	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。	障害福祉課 介護福祉課 こども家庭センター課
5	ウェブアクセシビリティの確保	多くの人が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、ウェブアクセシビリティの確保に努めます。	秘書広報課
6	災害情報のバリアフリー化等の推進	聴覚に障害がある人も、適切に避難行動がとれるよう、防災行政無線の音声以外の情報提供方法を確立していきます。	防災危機管理課
7	図書館資料の宅配	身体障害等により福生市立図書館に来館することが困難な人に、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料（点字図書館資料、市外図書館借用資料含む。）の郵送サービスも実施します。	図書館
8	視覚障害のある人等への情報サービスの充実	図書館における点字図書、録音資料や電子書籍など視覚障害のある人等への資料の充実を図ります。	図書館
9	対面音訳サービスの利用促進	視覚障害等の理由により、活字資料を読むことが困難な人に対し、ボランティアの協力を得て実施する対面音訳サービス事業について、周知を積極的に行うことで、サービスの利用促進を図ります。	図書館
10	ICT機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのICT（情報通信技術）機器を活用し、円滑な意思疎通を図ります。	市民部 福祉保健部 子ども家庭部 教育部



## 施策の方向性 (3)

### 地域福祉の推進体制の強化

#### 今後の方向性

市民が安心して地域における福祉サービスを利用することができるよう、その質の向上や評価点検に取り組むとともに、社会福祉法人の公益的な取組を推進するなど、福生市における地域福祉の発展に向けた推進体制の強化に取り組みます。

#### 市民（地域住民）にできること

- 地域福祉の考えを学び、具体的な活動を実践しましょう
- 地域共生社会について考えましょう

#### 地域にできること

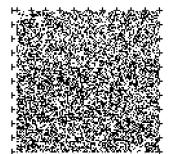
- 同じ地域の人たちに、地域福祉の考えや活動を広める
- 様々な活動から地域の生活課題、多様なニーズを把握
- 地域活動団体同士の連携

#### 行政が取り組むこと

- 職員等の相談対応能力の向上
- 福祉サービスの向上・点検評価の実施

#### 指標と目標値

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
実地による社会福祉法人及び福祉サービス事業者への指導監査件数（件）	23	27
重層的支援体制整備事業における地域づくり事業の対応延べ件数（件）	107	240



■主な施策 ※福生市重層的支援体制整備事業実施計画に基づく施策は、施策の名称に「重層」と記載。

No	施策	内容	所管課等
1	<b>重層</b> 地域づくりに向けた支援の実施	地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、地域住民ボランティアや地域に根ざした活動を行うNPO等と協力しながら、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することで、住民主体の地域づくりを推進します。また、地域資源の把握と信頼関係の構築、新たな地域資源の開発とそのサポートを行います。	社会福祉課
2	相談員等の資質向上のための支援	相談員や各相談窓口の職員等に対する研修受講の機会の提供等により、その資質の向上を図ります。	福祉保健部 子ども家庭部
3	福祉保健施策の点検	施策を常に点検し、市民の視点に立ったサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部
4	社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対する指導	社会福祉法人や福祉サービス事業者に対する指導監査を実施することにより、サービスの質の確保を図ります。	社会福祉課
5	福祉サービス第三者評価の活用の促進	福祉サービス第三者評価の普及・啓発を行い、福祉サービス事業者に対して福祉サービス第三者評価に取り組むことを促すことで、サービスの質の確保に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部
6	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	福生市が所轄する社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の取組状況を把握し、好事例を周知する等により、社会福祉法人の取組を促す環境整備を進めます。	社会福祉課

